

## 人権啓発推進員設置要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、庁内における人権啓発を推進し、市が実施する各種事業において積極的に人権啓発の理念を取り入れ、もって人権尊重の社会の実現を目指すことを目的に、各課（課相当含む。）に配置する人権啓発推進員（以下「推進員」という。）について必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この要綱において、「人権尊重の社会」とは、市民相互が人権を尊重することにより、偏見と差別のない幸せで明るい社会が確保され、もって誰もが政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことができる社会をいう。

### (役割)

第3条 推進員は、所属課（課相当含む。）において、所管する業務に係る次の各号に掲げる役割を担うものとする。

- (1) 人権啓発の推進に関すること。
- (2) 人権啓発に関する情報の収集及び提供に関すること。
- (3) 人権啓発センターとの連絡調整に関すること。

### (構成)

第4条 推進員を各課（課相当含む）に1人置く。

### (選出)

第5条 推進員は、原則として所属長が推薦する主任以上の職にある者をもって充てる。

### (任期)

第6条 推進員の任期は、原則として1年とする。ただし、再任を妨げない。

### (事務局)

第7条 事務局を健康福祉部福祉総務課（人権啓発センター内）に置く。

#### 附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。